

八地申第1号「第23回定期大会」発言に基づく申し入れ団体交渉2回目 (1月21日)

## 2箇所の営業職場で不適切発言認めるも 脱退させる意図はなかった!?

(K駅) 2019年12月2日酒席で組合員が管理者から言われたこと

『支社〇〇部長が△△(組合員)に「不当労働行為ギリギリのことしちゃうかなあ」と言っていた。部長がやっちゃダメです。私(管理者)にやらせてくださいと言ってきた。組合が嫌いだから。なんで組合辞めないの?』

会社が認めた内容

「なんで組合辞めないの?」といった主旨の内容の会話はあった。  
脱退の干渉の意図はないが誤解を招きかねない発言であり、不適切であった。

(O駅) 2018年7月17日レクレーションにて組合員が管理者から言われたこと

「むかし俺が青年部で組合活動をしていた頃とは変わった。今の組合に居れば組合はお前を守ってくれないし、見てくれてないし、何も良いことないと思うよ。何でお前は加入したんだ?理解できないなあ。」

会社が認めた内容

様々な社員と話し、具体的に誰と話したか覚えていないが、一部誤解を招きかねない発言があったかもしれない。

### パワハラ、不当労働行為が会社ぐるみで日常的に行われていることは明らかだ!

### 「なんで組合辞めないの?」は脱退強要そのものだ!



組合 一連の行為は不当労働行為であり、認められない!

会社 不適切な発言ではあったが、不当労働行為とは断定できない。

会社 K駅での部長の発言は確認できなかった。

組合 間違いなく言われている。再度調査することを求める!

### 事実経過の調査が不十分の為、1項途中で中断!

### 不当労働行為、パワハラが蔓延している職場では安全な鉄道がつかない!